

公益社団法人 日本オリエンテERING協会
定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本オリエンテERING協会といい、英文名をJapan Orienteering Association (略称JOA) という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、わが国におけるオリエンテERINGを統括し、代表する団体として、オリエンテERINGの普及及び振興を図り、もってアウトドアスポーツの健全な発展に貢献するとともに、国民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) オリエンテERINGの普及及び指導に関する事業
- (2) オリエンテERING競技会の開催及び公認に関する事業
- (3) オリエンテERINGの競技力向上に関する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は本邦及び海外で行うものとする。

(その他の事業)

第5条 この法人は、オリエンテERINGの発展・普及に資するため、それを補完する事業として事業運営上必要な物品の販売等を行うことができるものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人には次の会員を置く。

- (1) 正会員 都道府県を代表するオリエンテERING団体の代表者及び理事会で承認されたオリエンテERINGに関連する団体の代表者
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で社員総会の議決をもって推薦された者

2 前項各号の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

(入会)

第7条 正会員になろうとするものは、別に定める「入会・退会に関する規程」により申し込みを行い、理事会において可否を決定する。

2 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は毎年、「入会・退会に関する

規程」で定める会費を支払う義務を負う。

- 2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
- 3 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(退会)

第9条 正会員は「入会・退会に関する規程」による退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員は決議の前に弁明する機会を与えられるものとする。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第11条 前2条によるほか、会員は次の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人になったとき、又は破産の宣言を受けたとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員が代表者である団体が解散したとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。

(賛助会員の入会及び会費)

第12条 賛助会員の入会手続きおよび会費については、「入会・退会に関する規程」による。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、第6条第1項第1号の正会員をもって組織する。

- 2 社員総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 社員総会は、この定款の別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業報告及び収支決算の承認
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (4) 会員の除名
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎年1回年度開始から3ヶ月以内に開催するほか、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。

- 2 前項のほか、正会員の5分の1以上をもって、会議に附議すべき事項を示して会長に社員総会の招集を請求することができる。総会の招集を請求された会長は、その請求があった日から30日以内に社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会の招集は、少なくとも2週間前に、その会議に附議すべき事項、日時及び場所を記載した書面または電磁的方法により通知する。

(書面評決等)

第16条 社員総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、

代理人による議決権の行使、及び書面または電磁的方法による議決権の行使を行うことができる。

- 2 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすものとする。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長とする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは副会長が、総会の議長となる。

(定足数等)

第18条 社員総会は、正会員数の過半数の者が出席しなければならない。ただし、当該議事につき書面又は電磁的方法によりあらかじめ意思を表示した者及び代理人に表決を委任した者は、出席したものとみなす。

- 2 社員総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、正会員である出席者の過半数をもって行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した正会員2名以上が署名押印する。

第5章 役員

(役員)

第20条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上30名以内（うち会長1名、副会長2名）
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 会長、副会長以外の理事のうち6名以内を業務執行理事とすることができる。
- 3 第1項の会長・副会長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会で選任し、理事会の決議によって会長、副会長、及び業務執行理事を定める。

- 2 理事のうち当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 3 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(理事の職務)

第22条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 理事は、理事会を構成して、この定款に定めたもののほか、この法人の社員総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を討議し、執行する。
- 4 会長及び業務執行理事は、理事会の決議に基づき日常の業務に従事し、社員総会の決議した

事項を処理し、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第23条 監事は、法令に定めるほかこの法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び社員総会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を召集すること。

(役員任期)

第24条 この法人の役員は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。再任を妨げない。

- 2 補充又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議により解任することができる。

(役員報酬)

第26条 役員は、有給とすることができる。

- 2 役員の報酬額等については、社員総会において定める「役員報酬規程」によるものとする。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事で構成される。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、及び業務執行理事の選定及び解職

(理事会の招集等)

第29条 理事会は、毎年2回以上4回以内会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は会長以外の理事及び監事から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたとき会長は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第31条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたと

きは、その限りではない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事とする。

- 2 前項にかかわらず、代表理事全てが欠席したとき、代表理事全てが欠けたとき又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

(議事録)

第33条 理事会の議事については法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に署名押印する。

第7章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第34条 この法人に名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問の選任及び解任は理事会が決議する。
- 3 名誉会長は、社員総会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応じて意見を述べることができる。
- 5 名誉会長および顧問は無給とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第8章 資産及び会計

(基本財産)

第35条 基本財産は、この法人の目的を達成するための事業を行うために不可欠な財産であり、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ社員総会の承認を要する。

(基本財産の管理)

第36条 この法人の基本財産の管理は、別に定める「基本財産の取扱いに関する規程」による。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これらを変更しようとする場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けた上で、社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、

社員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第40条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第41条 この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

第9章 委員会

(委員会)

第42条 この法人の運営を円滑にするために、必要な委員会をおくことができる。委員会は理事会の承認を持って設置される。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める「委員会規程」による。

(委員等)

第43条 委員は、理事会が推薦し、会長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。

第10章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会において正会員の3分の2以上の決議により変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、法令で定められた事由により解散する。

- 2 この法人は、社員総会において正会員の3分の2以上の決議により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人

及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告)

第49条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由によって前項の電子公告を行うことができない場合は、官報に掲載する方法による。

(細則)

第50条 この定款の施行についての細則は、理事会の決議を経て別に定めることができる。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は山西哲郎とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
 - 理事 山西哲郎（会長）
 - 理事 久保喜正
 - 理事 船橋昭一
 - 理事 村越真
 - 理事 信原靖
 - 理事 藤井範久
 - 理事 小野盛光
 - 理事 仲尾勝利
 - 理事 齋藤宏顕
 - 理事 三上雅克
 - 理事 伊藤好信
 - 理事 木村佳司
 - 理事 菅原琢
 - 理事 平島俊次
 - 理事 尾上俊雄
 - 監事 尾上秀雄
 - 監事 斉藤和助
- 5 平成28年5月22日 一部改訂（第15条第1項）
平成29年6月10日 一部改訂（第21条第1項、第35条第1項、別表1）
令和元年6月9日 一部改訂（第2条、第20条第1項（1）、第3項、第32条第1項、第2項、第33条第2項）
令和3年6月5日 一部改訂（第20条（2））
令和4年6月18日 一部改訂（第17条第2項追加）
令和5年6月10日 一部改訂（第20条第1項、第24条第1項）
一部削除（第24条第4項）